

経尿道的尿管ステント留置術、経尿道的尿管ステント留置術について

令和2年7月8日

令和2年3月31日事務連絡 疑義解釈資料（その1）に経尿道的尿管ステント留置術、経尿道的尿管ステント抜去術について掲載されていますのでお知らせします。

【経尿道的尿管ステント留置術、経尿道的尿管ステント抜去術】

問166 既に留置された尿管ステントについて、内視鏡を用いて交換のみを行う場合はどのように算定すればよいか。

（答）尿管ステントの交換に当たり、区分番号「K783-2」経尿道的尿管ステント留置術と区分番号「K783-3」経尿道的尿管ステント抜去術を併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。

【経尿道的尿管ステント抜去術】

問167 既に留置された尿管ステントについて、内視鏡を用いて抜去のみを行う場合はどのように算定すればよいか。

（答）区分番号「K783-3」経尿道的尿管ステント抜去術を算定する。

以上、会員の皆様には周知して頂くようお願いいたします。

日本臨床泌尿器科医会
保険委員長 賀屋 仁